



# 栃木県公報

平成29年  
3月31日(金)  
号外  
第21号

## 目次

### 条 例

○栃木県県税条例の一部改正..... 1

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第24号）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 平成29年度及び平成30年度に新車新規登録された自動車について、当該登録の翌年度に次の自動車税の特例措置を講ずることとしました。
  - (1) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの等について、税率をおおむね100分の75軽減すること。
  - (2) 平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの等について、税率をおおむね100分の50軽減すること。
- 2 平成29年度又は平成30年度において新車新規登録からディーゼル車にあっては11年、ガソリン車等にあっては13年を経過した自動車について、その翌年度から自動車税の税率をおおむね100分の15重課することとしました。（以上附則第28条関係）
- 3 所要の規定の整備をすることとしました。
- 4 施行期日等
  - (1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

## 条 例

栃木県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県条例第二十四号

#### 栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十八条中「又は」を「、」に、「の規定により固定資産税」を「又は第三百四十九条の三の四（震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例）の規定により固定資産税」に改める。

附則第二十八条第一項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

- 4 法附則第十二条の三第五項各号に掲げる自動車に対する第六十条の規定の適用については、当該自動車は平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登

録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第二項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 5 法附則第十二条の三第六項に規定する自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該自動車平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

- 2 改正後の附則第二十八条の規定は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 改正後の第百二十八条の規定は、平成二十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

- 4 この条例の規定は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)が成立しないとき、その他同法第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定の内容が当該規定に対応する改正後の栃木県県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

(税務課)